

秋田県条例第三十九号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「二千二百五十円」を「二千五百円」に改める。

第十五条第一項中「。以下この条」を「。次項」に、「の規定により自動車保管場所証明書（以下この条において「証明書」という。）」を「第四条第一項の政令で定める書面」に、「等から」を「及び同項ただし書の政令で定める通知を行わせようとする者から」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 法第四条第一項の政令で定める書面の交付
一件につき 二千五百円
 - 二 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知の申請
一件につき 二千五百円
- 第十五条第三項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にされている自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十五号）第六条第一項（同法第七条第二項（同法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。